

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び
危険物の漏えい時の措置に関する計画書

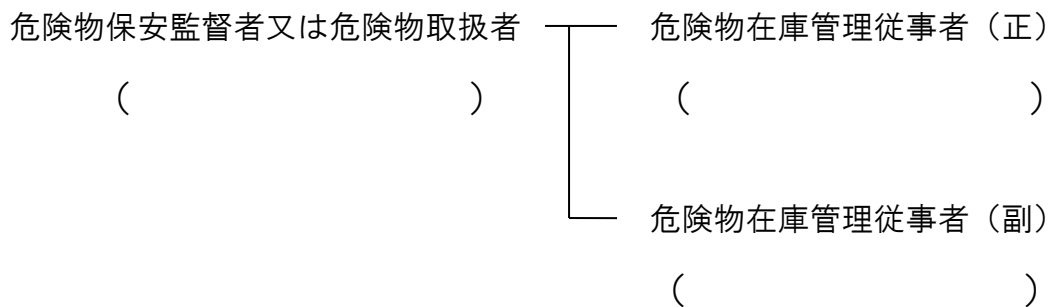
事業所名

1 危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織

(1) 職務

危険物の在庫管理に従事する者は漏えい検査管を用いるとともに、危険物の貯蔵又は取扱い数量の百分の一以上の精度で在庫管理を行うことにより、一週間に一回以上危険物の漏れを確認する。

(2) 組織



2 危険物在庫管理従事者に対する教育

危険物保安監督者又は危険物取扱者は危険物在庫管理従事者に対し、次の教育を実施する。

対象者	実施時期	内容
危険物在庫管理従事者	1回/年 対象者が交代した場合は、随時	1 在庫管理に関する基本的事項 (1) 在庫管理実施計画書の目的 (2) 在庫管理の法的根拠 (3) 在庫管理の対象となる設備の確認 2 在庫管理の方法 3 漏えい検査管の点検方法 4 異常時の対応 (1) 異常の判断基準 (2) 異常時の対応手順

3 在庫管理の方法

(1) 在庫管理の方法

漏えい検査管を用いるとともに、危険物の貯蔵又は取扱い数量の百分の一以上の精度で在庫管理を行うことにより、一週間に一回以上危険物の漏れを確認する。

(2) 在庫管理の対象設備

●地下タンク

タンクNo.	油種名	容量	構造	完成検査年月日
		KL	直・室・漏れ・SS・SF・FF	. .
		KL	直・室・漏れ・SS・SF・FF	. .
		KL	直・室・漏れ・SS・SF・FF	. .
		KL	直・室・漏れ・SS・SF・FF	. .
		KL	直・室・漏れ・SS・SF・FF	. .
		KL	直・室・漏れ・SS・SF・FF	. .

●漏えい検査管

No.1 ~ No. () 合計本数：() 本

4 危険物の漏れが確認された場合に取りべき措置

- (1) 危険物在庫管理従事者は、在庫管理の方法により危険物の漏れが疑われた場合は、速やかに危険物保安監督者又は危険物取扱者へ報告する。
- (2) 危険物保安監督者又は危険物取扱者は、危険物在庫管理従事者から報告された状況が、危険物の漏れと判断された場合は、速やかに設置者及び高松市長（高松市消防局予防課）に報告する。
- (3) 設置者は、危険物の漏れ拡大防止等の措置を実施する。
- (4) 設置者は、専門業者に詳細検査を依頼する。
- (5) 設置者は、異常個所の特定後、高松市消防局予防課と相談の上、適切な復旧工事を実施する